

千葉県と日本郵便株式会社関東支社との包括連携協定書

千葉県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社関東支社（以下「乙」という。）は、次のとおり、千葉県の暮らし満足度日本一に向けて、県民サービスの向上に係る連携強化に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて県民の暮らし満足度日本一に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため次の事項について協力する。ただし、乙が業務上知り得た個人のプライバシー等の情報は協力の範囲に含まれないものとする。

- （1） 安全で豊かなくらしの実現に関すること。
- （2） 千葉の未来を担う子どもの育成に関すること。
- （3） 経済の活性化と交流基盤の整備に関すること。
- （4） その他

2 具体的な実施事項については、甲と乙が協議の上、乙が年間計画書を作成する。

（連絡会議の設置）

第3条 甲と乙は、本協定を実施するため、連絡会議を設置する。

（甲の役割）

第4条 甲は、県内の市町村に対して、この協定の趣旨の周知を図るとともに、この協定の趣旨に沿う乙と市町村との連携に当たっては、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第5条 乙は、県内の郵便局及び社員に対して、この協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条に定める事項について取り組むものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、いずれからも異議の申し入れのない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲と乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲と乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(協議)

第8条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月3日

甲：千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事

森 田 健 作

乙：埼玉県さいたま市中央区新都心3番地1
日本郵便株式会社
関東支社長

佐 野 公 紀
